

自転車を利用しよう

「高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成31年4月1日施行

5月1日～5月31日 自転車マナーアップキャンペーン (主催 高知県自転車対策連絡協議会)



「第48回交通安全ポスター展」特選
高知県交通安全協会高知支部長・高知警察署長連名賞
高知大学教育学部附属小学校 木村 遥衣さん



ヘルメットの着用

全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

大人も子供も、安全のためヘルメットをかぶりましょう。

損害賠償保険への加入

万が一の加害事故に備え、自転車保険に加入しましょう。まずは、自分が加入している保険を確認しましょう。

自動車の任意保険や損害保険に特約として付いている場合があります。コンビニやインターネットで加入できる保険もあります。

危険運転に罰則が追加

道路交通法の改正により令和6年11月1日から、運転中のながらスマホが罰則の対象となりました。また、酒気帯び運転及びそのおそれのある者に対する酒類の提供や同乗・自転車の提供について、罰則が整備されました。

お願い

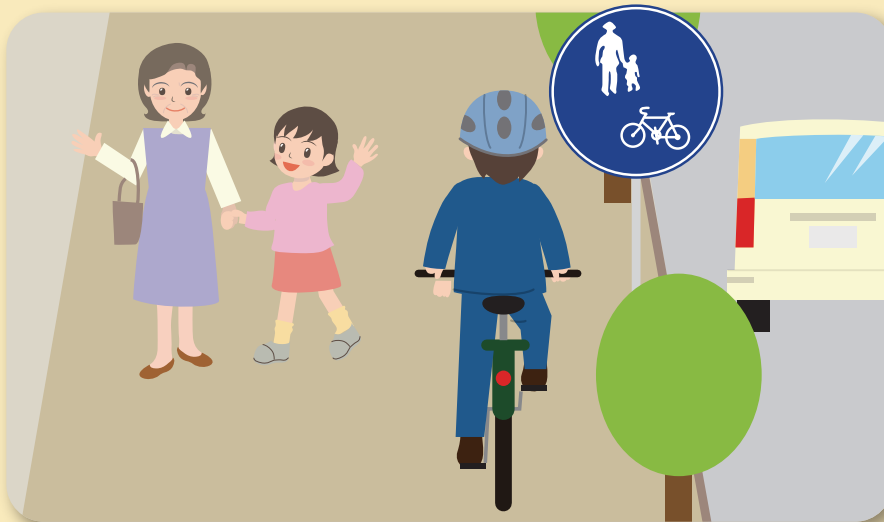
自転車での損害賠償事故が増えています。保険への加入を家庭で話し合いましょう。

自転車安全利用五則

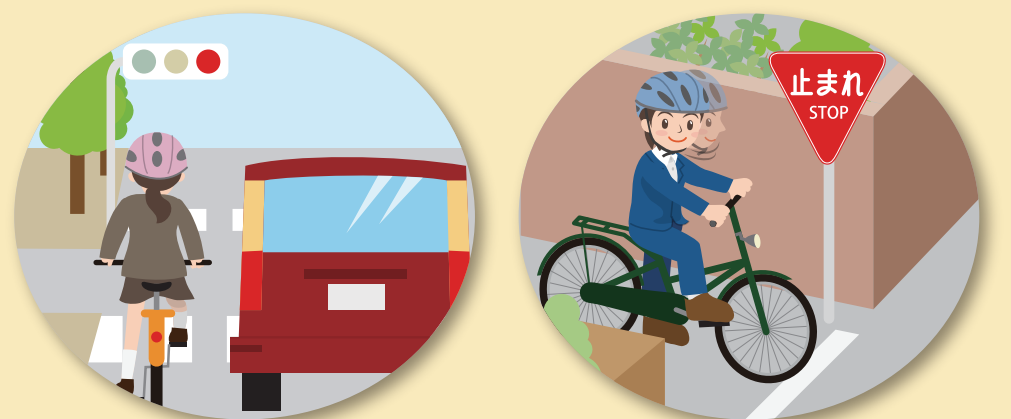
1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



普通自転車歩道通行可の標識・表示がある場合は通行可



2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



3. 夜間はライトを点灯



4. 飲酒運転は禁止



5. ヘルメットを着用

